

## 吸収分割に係る事後開示書面

2026年6月1日

吸収分割会社（甲） 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 ネクステージ  
代表取締役 広田 靖治

吸収分割承継会社（乙） 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 e t t  
代表取締役 谷本 真厚

株式会社ネクステージ（以下「甲」という）と株式会社e t t（以下「乙」という）とは、甲のボルボ事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を分割して乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行いましたので、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、下記のとおり開示いたします。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年6月1日

### 2. 甲における会社法第784条の2（吸収合併等をやめることの請求）、第785条（反対株主の株式買取請求）、第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

#### （1）吸収合併等をやめることの請求

本件分割は、会社法第784条の2但書（簡易吸収分割）に該当しますので、吸収合併等をやめることの請求を行うことのできる株主はおりません。

#### （2）反対株主買取請求

本件分割は、会社法第785条第1項第2号（簡易吸収分割）に該当しますので、株式買取請求を行うことのできる株主はおりません。

#### （3）新株予約権買取請求

対象新株予約権者がおりませんでしたので手続きを要しませんでした。

#### （4）債権者の異議

甲は、乙が承継する債務全てについて併存的債務引受をし、債権者は本件分割後もなお甲に対して債務の履行を請求することができますので手続きを要しませんでした。

3. 乙における会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）、第 797 条（反対株主の株式買取請求）及び第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
  - （1）吸収合併等をやめることの請求  
請求はありませんでした。
  - （2）反対株主買取請求  
請求はありませんでした。
  - （3）債権者の異議  
会社法の規定に基づき、債権者に対して異議申述手続を行いました。異議申述期間内に異議申立をした者はありませんでした。
4. 吸収分割により乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項  
乙は、本件分割の効力発生日である 2026 年 6 月 1 日付にて、甲から本件事業に関する権利義務を承継しました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記申請日  
2026 年 6 月 1 日（予定）
6. その他、本件分割に関する重要な事項  
本件分割に関するその他重要な事項は特段ありません。

以上